

「ゴックン、しまね。」マーク使用取扱要領

（目 的）

第1条 この要領は、「ゴックン、しまね。」マーク（以下「マーク」という。）を島根県の農林水産物・加工品のブランド化、販路拡大に向けたPRに広く活用するため、マークの適正な使用について必要な事項を定める。

（マークの仕様等）

第2条 島根県が権利を有しているデザインは別紙1、島根県が権利を有している商標登録は別表1のとおりである。

（マークに関する権限）

第3条 マークに関する著作権及び商標の権利は、島根県が有する。

（使用の承諾）

第4条 マークを使用しようとする者は、あらかじめ島根県しまねブランド推進課長（以下「課長」という。）の承諾を受けなければならない。

（使用の申込）

第5条 前条の承諾を受けようとする者は、事前に「ゴックン、しまね。」マーク使用申請書（以下「申請書」という。）により申請しなければならない。申請書については、商品以外のPR資材（パンフ、ポスター、刊行物等）に使用する場合は様式1により、商品の包装等に表示する場合は様式2により申請すること。

（使用承諾）

第6条 課長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、使用を承諾するときは様式3により、承諾しないときは様式4により通知書を送付するものとする。

2 次のいずれかに該当する場合は、マーク利用の趣旨に反するものとして承諾しない。

- (1) 島根県内産品以外を対象にしている場合。
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合。
- (3) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合。
- (4) 不当な利益をあげるために利用されるおそれのある場合。
- (5) 島根県のマークとして、イメージや品位をおとしめるおそれのある場合。
- (6) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合。
- (7) 品質、性能等に関して公的機関の認定が必要な商品について、当該認定等が得られていない場合。
- (8) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合。
- (9) その他承諾することが不相当と認められる場合。

(使用上の遵守事項)

第7条 マークを使用する際は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められたデザイン、カラーに従って使用すること。
- (2) 承諾された使用項目に限り使用すること。
- (3) マークの一部のみを使用し、又は変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。
- (4) そのほか承諾に際して条件を付した場合には、その条件に従って使用する。
- (5) 当該使用にかかる物件の完成見本を速やかに課長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難な場合は、写真等の提出をもって代えることができるものとする。

(使用料)

第8条 原則として使用料は徴収しない。

(承諾内容の変更等)

第9条 マーク使用者が使用承諾の内容について、追加又は変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書を様式5又は様式6により課長に提出するものとする。

- 2 課長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、追加・変更承諾書を様式7により交付し、追加又は変更を承諾するものとする。

(承諾の取消等)

第10条 課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承諾を取り消し、「ゴックン、しまね。」マークを使用しないこと、使用済み製品の配布・販売等をしないこと、配布・販売等を行った製品を回収することなど必要な措置を命ずることができる。

- (1) 使用承諾申請の内容に虚偽がある場合。
- (2) 使用承諾条件に違反して使用した場合。
- (3) その他マーク使用が不適當であると認められた場合。
 - 2 承諾の取消は、「「ゴックン、しまね。」マーク使用取消通知書」を様式8により通知する。
 - 3 回収等にかかる経費は、申請者が負担する。

(損失補償等の責任)

第11条 島根県は、当該承諾案件にかかる損失の補償等一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 本要領に定めるもののほか、マーク使用に関して必要な事項は島根県が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年3月25日から施行する。

商品以外のPR資材（パンフ、ポスター、刊行物等）に使用する場合
（様式第1号）

年 月 日

島根県しまねブランド推進課長 様

（申請者） 住 所
商号・名称
代表者名

印

「ゴックン、しまね。」マーク使用申請書

下記のとおり、「ゴックン、しまね。」マークを使用したいので申請します。

なお、使用取扱要領の条件を遵守するものであり、使用条件等に違反した場合には、承諾の取り消しを受けても異議ありません。

また、当該案件に係る配布物の回収等の要求についても速やかに対応することを誓約します。

記

使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
作成数	
連絡先	担当者名： 電話番号：

- * 添付書類
- ・企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）
 - ・申請者の概要、状況等がわかるもの
 - ・その他参考となるもの

商品の包装等に表示する場合

(様式第2号)

年 月 日

島根県しまねブランド推進課長 様

(申請者) 住 所
商号・名称
代表者名

印

「ゴックン、しまね。」マーク使用申請書

「ゴックン、しまね。」マークの商標使用について、下記のとおり申請します。

なお、使用取扱要領の条件を遵守し、使用条件等に違反した場合には、承諾の取り消しを受けても異議ありません。

また、使用商品の回収の要求についても速やかに対応することを誓約します。

記

使用目的・趣旨	
使用商品名	
役務の種類 (商品分類名)	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
販売予定場所	
販売予定数量	
連絡先	担当者名 : 電話番号 :

(様式第3号)

年 月 日

(法人にあつては名所及び代表者の氏名) あて

島根県しまねブランド推進課長

「ゴックン、しまね。」マーク使用承諾書

○年○月○日付申請については、マーク使用を承諾します。
なお、取り扱いについては取扱要領を遵守してください。

(様式第4号)

年 月 日

(法人にあつては名所及び代表者の氏名) あて

島根県しまねブランド推進課長

「ゴックン、しまね。」マークの使用について

〇年〇月〇日付申請については、下記の理由により承諾しません。

1. 承諾しない理由

「ゴックン、しまね。」マーク使用取扱要領第〇条〇〇に該当せず、承諾の基準を満たさないため。

商品以外のPR資材（パンフ、ポスター、刊行物等）に使用する場合
（様式第5号）

年 月 日

島根県しまねブランド推進課長 様

（申請者） 住 所
商号・名称
代表者名

印

「ゴックン、しまね。」マーク使用変更申請書

下記のとおり、「ゴックン、しまね。」マークを使用したいので申請します。

なお、使用取扱要領の条件を遵守するものであり、使用条件等に違反した場合には、承諾の取り消しを受けても異議ありません。

また、当該案件に係る配布物の回収等の要求についても速やかに対応することを誓約します。

記

事 項	変 更 前	変 更 後
使用目的		
使用方法		
使用期間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
作成数		
連絡先	担当者名： 電話番号：	担当者名： 電話番号：

- * 添付書類
- ・企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）
 - ・申請者の概要、状況等がわかるもの
 - ・その他参考となるもの

商品の包装等に表示する場合

(様式第6号)

年 月 日

島根県しまねブランド推進課長 様

(申請者) 住 所
商号・名称
代表者名

印

「ゴックン、しまね。」マーク使用変更申請書

年 月 日付け 第 号で承諾を得た内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

事 項	変 更 前	変 更 後
使用目的・趣旨		
使用商品名		
役務の種類 (商品分類名)		
使用期間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
販売予定場所		
販売予定数量		
連絡先	担当者名 : 電話番号 :	担当者名 : 電話番号 :

(様式第7号)

年 月 日

(法人にあつては名所及び代表者の氏名) あて

島根県しまねブランド推進課長

「ゴックン、しまね。」マーク使用変更承諾書

○年○月○日付で変更申請された件について、マーク使用を承諾します。
なお、取り扱いについては取扱要領を遵守してください。

(様式第8号)

年 月 日

(法人にあつては名所及び代表者の氏名) あて

島根県しまねブランド推進課長

「ゴックン、しまね。」マーク使用取消通知書

〇年〇月〇日付で「ゴックン、しまね。」マーク使用承諾していた件について、下記の理由により承諾を取り消します。

マーク使用済み製品の取り扱いについては、別途県から指示をしますので遵守してください。

1. 承諾しない理由

〇〇について、「ゴックン、しまね。」マーク使用取扱要領第10条〇〇に該当すると認められたため。